平成２２年（フ）第１３６号
愛知県豊橋市花田町字越水９番地１　３－102
債務者　山下　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４１号
愛知県蒲郡市金平町東橋51番地
債務者　伊藤　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４６８号
千葉県市原市八幡１、住民票上の住所千葉県君津市糸川866番地
破産者　沢山　文秋（旧姓菊地）
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４０７４号
札幌市豊平区豊平５条１丁目２番21号
破産者　株式会社マルミ
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３６号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目３番地３
破産者　株式会社バリューズフレック
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２６号
千葉県市川市奉免町310番地　市営住宅奉免団地3104号
破産者　久佐　公子
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１７号
千葉県市川市東菅野１丁目22番７号
破産者　島田美由紀
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７３号
横浜市青葉区鉄町493番地
破産者　成和建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４２号
福井県勝山市郡町３丁目312番地
破産者　株式会社コープかつやま
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８７号
三重県桑名市赤尾台３丁目14番地６
破産者　有限会社インコンセプト
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２８号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字大塚52番地の２
破産者　二葉電機株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０１号
高知市薊野中町７番６号
破産者　有限会社小笠原商店
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０３号
北海道稚内市港１丁目２番３号
破産者　株式会社郡組
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
群馬県高崎市下之城町177番地６
破産者　株式会社躍進建設工業
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７５号
群馬県高崎市下之城町177番地11
破産者　株式会社住工房
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７１０号
神奈川県平塚市上吉沢1715番地の７
破産者　有限会社北杜建設
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６号
静岡県富士宮市山宮９番地の15　オレンジハウスＢ－105、前住所静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　雇用促進住宅２号棟208号
破産者　加藤　光正
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成１８年（フ）第５６５号
静岡県浜松市西区篠原町20333番地の１
破産者　有限会社榮敏製作
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
静岡県浜松市中区和合町207番地の81
破産者　株式会社HM
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
愛知県豊川市東曙町267番地
破産者　人材情報センター株式会社
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５８号
三重県伊勢市前山町1387番地１
破産者　株式会社内田建設
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係